

【事業主及び被保険者の押印廃止（一部）について】

平素より、当健康保険組合の事業運営につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」に基づき、「押印を求める手続きの見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」等が令和2年12月25日に公布され、**紙媒体による届出にかかる事業主の押印が一部不要**とされました。

また、厚生労働省より、保険者が独自に定める届出様式における押印の廃止要請を受け、**独自様式による届出にかかる事業主及び被保険者の押印につきましても、一部不要**とする取り扱いとします。押印が不要となる届出書は、下記のとおりです。

なお、この取り扱いは紙媒体による届出にかかるもので、電子申請においては引き続き、電子証明書等の添付が必要となります。

記

I 押印が不要となる届出書

以下の届出書については、事業主の押印が不要となります。

- | | |
|----------------------|------------------|
| 1. 健康保険被保険者資格取得届 | 5. 健康保険被保険者賞与支払届 |
| 2. 健康保険被保険者資格喪失届 | 6. 健康保険被保険者氏名変更届 |
| 3. 健康保険被保険者報酬月額算定基礎届 | 7. 健康保険任意適用申請書 |
| 4. 健康保険被保険者報酬月額変更届 | 8. 健康保険任意適用取消申請書 |

※上記 1.から 5.の届け出を、電子媒体（CD 等で提出する場合であり、電子申請とは異なります。）で提出される場合の、「電子媒体届書総括票」への押印は不要となりますが、「電子媒体届書総括票」の提出は必要となります。

II 独自様式による届出書の取扱

当健康保険組合の独自様式による以下の届出書についても、事業主及び被保険者の押印を不要とします。

- | | |
|---------------------------|---------------------------|
| 1. 健康保険被保険者生年月日訂正届 | 7. 健康保険被保険者所属選択二以上事業所勤務届 |
| 2. 健康保険被保険者住所変更届 | 8. 健康保険限度額適用認定申請書 |
| 3. 産前産後休業取得者申出書 | 9. 健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書 |
| 4. 産前産後休業取得者変更（終了）届 | 10. 健康保険高齢受給者証再交付申請書 |
| 5. 健康保険育児休業等取得者申出書（新規・延長） | 11. 特定疾病療養受療証交付申請書 |
| 6. 健康保険育児休業等取得者終了届 | 12. 健康保険一部負担金等免除申請書 |

III 届出書の様式

上記 I の 1. から 6. 及び II の紙媒体の届出書は、当分の間、現在使用している届出書を継続して使用することが可能です。届出書に㊟の記載がありますが、事業主及び被保険者の押印は不要となります。（押印があっても差支えありません。）

また、I の 7. 及び 8. の届出書は、これまでと同様に日本年金機構の届出書をご使用いただき、当健康保険組合へご提出ください。

なお、上記 I 及び II の一部の届出書は、当健康保険組合のホームページの「申請書一覧」で取得が可能となっております。ホームページから取得する届出書につきましては、順次、新様式の届出書へ更新し掲載する予定です。

IV その他

健康保険法施行規則の一部改正に伴い、「移送費の支給の申請」、「傷病手当金の支給の申請」、「出産手当金の支給の申請」、「特定疾病の認定の申請」にかかる医師の押印が不要となります。